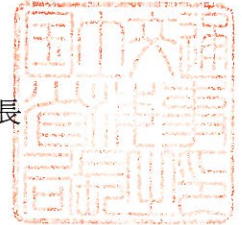




国海査第105号の2
平成25年6月25日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
会長 榎田 實 殿

海 事 局 長



型式承認試験基準の改正について

標記について、船舶等型式承認規則第6条第1項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり改正することとしましたので、ご連絡いたします。

記

1. 平成11年5月12日付け海査第136号「型式承認試験基準の改正について」において規定する「作業用救命衣の型式承認試験基準」を別紙1のとおり改めます。
2. 平成14年9月26日付け国海査第352号「型式承認試験基準の廃止及び制定について」において規定する「小型船舶用救命胴衣（膨脹式）の型式承認試験基準」、「小型船舶用救命胴衣（呼気併用式）の型式承認試験基準」、「小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）の型式承認試験基準」、「小型船舶用浮力補助具の型式承認試験基準」を別紙2から別紙5のとおり改めます。
3. 平成14年9月27日付け国海査第358号「型式承認試験基準の改正について」において規定する「小型船舶用救命浮輪の型式承認試験基準」、「小型船舶用救命クッションの型式承認試験基準」を別紙6及び別紙7のとおり改めます。
4. 上記改正は、平成25年10月1日から適用されます。

なお、原則として型式承認試験基準が改正されても既に型式承認を取得している物件の型式承認の効力は失われるものではありませんが、不具合発生の防止という基準改正の背景に鑑み、既存の型式承認物件についても改正後の型式承認試験基準への適合を求めます。つきましては、製造事業者の移行のための準備期間を考慮し、改正前の型式承認試験基準に基づく型式承認についての効力は、平成27年4月1日に失効するものとします。

